

第 4720 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月 1日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税法の改正

Q：消費税が増税になるとのことですが、経過措置はないのでしょうか？

A：一定の取引については、経過措置が設けられています。

【解説】

消費税は、法改正により平成26年4月1日から8%に、そして平成27年10月1日からは10%に引き上げられることとなっています。

次のようなものには、税率が引き上げられた後においても改正前の5%の税率が適用できる経過措置が設けられています。

①旅客運賃等

平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの

②請負工事等

平成25年9月30日までに締結した工事（製造）の請負契約に基づいて、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合におけるその課税資産の譲渡等

③資産の貸付け

平成25年9月30日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するもの）における平成26年4月1日以後に行う資産の貸付け

その他、一定の取引について、経過措置が設けられています。

